

PTA・社会教育関係団体対象学習会支援事業について

1 事業概要

PTAをはじめとする社会教育関係団体が、人権や教育に関する学習会等を実施する場合に、西区が報償金（謝礼）を一部負担する事業です。

2 支援対象となる学習会等

下記（１）～（５）をすべて満たす学習会等であること。

（１）テーマが次の①または②のいずれかにあてはまること。

①人権に関する内容

子ども・女性・障がいのある方・外国籍住民・高齢者など、社会的に不利な立場になりやすい人々をとりまく人権課題、同和問題（部落差別）、環境問題、個人情報保護など。

（例）子どもをとりまく携帯電話やインターネットの現状

②教育に関する内容

子育て、今日の子どもたちをめぐる様々な課題への対処方法など。

（例）思春期の子どもたちの心とからだ

子どもの睡眠、食事、健康

ほめ方・しかり方

保護者のためのストレスマネジメント

教員・PTA等を対象とする体育指導 など

（２）令和6年6月1日～令和7年3月31日に行うこと。

（３）1回1時間以上4時間以下、30分単位であること。

（４）広く保護者や団体・グループの会員を対象としていること。

（５）1回の参加者が20名以上となること。

3 これまでの西区での学習会開催状況（別紙1）

4 講師派遣について

この事業を活用して学習会開催を検討する際に、講師の選定で悩まれましたら、「大阪市生涯学習インストラクターバンク」（別紙2）に登録されている講師も依頼可能です。詳しくは、区役所までお問い合わせください。